

「預金規定集」の改定および電子化のお知らせ

平素は飯田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、預金規定を令和2年2月3日から下記のとおり改定いたします。

規定改定後は、お客様に関する情報等を従前より詳細に確認させていただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

当金庫が願う確認等に適切に応じない場合には、お取引をお断りさせていただく場合や、制限させていただく場合がございますので、ご了承願います。

また、本改定にあわせて環境に配慮した取り組み等に対する推進の一環として、下記のとおり「預金規定集」の電子化を行います。

電子化の対応により、当金庫のホームページで最新の「預金規定集」がご確認いただけるようになることから、当金庫窓口での「預金規定集」の配布を終了させていただきます。何卒ご理解いただけますようお願いいたします。

記

1. 改定および電子化する預金規定集

(1) 流動性預金関連規定集

(普通預金規定(無利息型普通預金を含む)、納税準備預金規定、貯蓄預金規定、通知預金規定、しんきん総合口座取引規定)

(2) 当座勘定規定

(一般当座勘定規定)

2. 電子化する預金規定集

(1) 定期性預金関連規定集

(定期預金取引規定集、譲渡性預金規定集)

(2) 財形預金規定集

(財形期日指定定期預金規定、財形年金預金規定、財形住宅預金規定)

3. 改定および電子化開始時期

令和2年2月3日(月)

4. 主な改定内容

【例】普通預金(無利息型普通預金を含む)、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金 共通規定(抜粋)

「取引の制限等」を新設

7. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

「解約等」条項の一部追加(下線部を追加、変更します)

8. (解約等)

(2)

- ② この預金の預金者が後記第12条第1項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

以上